

徳島県高等学校教育研究会看護学会会則

第1章 総 則

第1条 本会は、徳島県高等学校教育研究会看護学会と称する。

第2条 本会は、徳島県高等学校教育研究会に属し、特に看護教育に関する諸問題を研究し、本県高等学校教育向上に役立てることを目的とする。

第3条 本会の事務所は、会長指定校に置く。

第2章 事 業

第4条 本会は、次の事業を行う。

- 1 研究会・講演会等の開催
- 2 研究・調査
- 3 研究成果の刊行
- 4 その他、第2条に掲げた目的に役立つ事業

第3章 組織及び役員

第5条 本会は、徳島県高等学校教育研究会員のうち看護教育に従事する教職員及び本会の趣旨に賛同する希望者をもって組織する。

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|--------|-----|
| 1 会 長 | 1 名 | 2 副会長 | 若干名 | 3 常任理事 | 若干名 |
| 4 理 事 | 若干名 | 5 監 事 | 2 名 | 6 幹 事 | 1 名 |

第7条 役員を選出は、次の規定による。

- 1 会長・副会長・常任理事・理事・監事は、総会において選出する。
- 2 幹事は会長が委嘱する。

第8条 各役員の任務は、次のように定める。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理し、徳島県高等学校教育研究会の理事を兼ねる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 常任理事・理事は本会の会務を掌理する。
- 4 監事は会計の監査をする。
- 5 幹事は会務の運営・庶務及び会計の処理にあたり、徳島県高等学校教育研究会の幹事を兼ねる。

第9条 各役員の任務は1年とし、再任をさまたげない。

第4章 会 議

第10条 本会の会議は総会、役員会及び倫理委員会とし、次の事項を審議する。

- 1 事業計画及びその運営に関する事項
- 2 予算の審議
- 3 会則の変更
- 4 研究等の倫理審査
- 5 その他、必要事項

第11条 総会の議決は出席者の過半数による。

第5章 会 計

第12条 本会の経費は、徳島県高等学校教育研究会費の配分金・寄付金をもってあてる。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

補 則

- 1 本会則は昭和44年12月17日から実施する。
(昭和52年5月31日一部改正)
(昭和55年6月2日一部改正)
(昭和60年10月28日一部改正)
(平成2年10月22日一部改正)
(平成7年5月29日一部改正)
(平成15年6月9日一部改正)
(平成29年12月22日一部改正)